

判決年月日	平成 1 8 年 6 月 2 8 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成17年（行ケ）10702号		
○ 発明が複数の構成から成っている場合に，それらの複数の構成全体から生ずる効果が明細書に記載されていれば，個々の構成から生ずる効果が記載されていないとしても，明細書には発明の効果の記載があるということができるとされた事例			

（関連条文）

特許法 2 9 条 2 項，特許法（平成 6 年法律第 1 1 6 号による改正前のもの）3 6 条 4 項，5 項 1 号

原告が有する発明の名称を「低騒音型ルーバ用フィン，その配置方法およびルーバ」とする特許につき，被告が無効審判請求をしたところ，特許庁が特許を無効とする旨の審決をしたことから，原告が，その取消しを求めた事案である。

本判決は，次のとおり判示するなどして，原告の請求を認容したものである。

「本件訂正明細書には，相違点 3 の『横方向部と脚部との突合わせ部に形成されている内隅部のコーナー部に丸みがつけられている』ことを含む，本件訂正発明 1 の構成要件を備えたフィンを用いたルーバは，断面形状が長方形の従来型フィンを用いたルーバに比べて，騒音発生抑制の効果が明白に現れた旨の試験結果が示され，その上で，騒音発生が抑制されたこと等の本件訂正発明 1 の効果が記載されているから，本件訂正明細書には，相違点 3 に係る構成の効果が記載されているといえることができる。

本件訂正明細書には，相違点 3 に係る構成のみの効果は記載されていないが，本件訂正発明 1 は，相違点 3 に係る構成を含む構成を有するものであるから，そのような構成全体から生ずる効果が記載されていれば，効果の記載はあるといえることができる。

したがって，審決中の『…コーナー部に丸みが付けられているが，そのように構成したことによって奏する作用効果は明細書に何ら記載されていない…』との認定は誤りであり，この誤った認定に基づく『上記相違点の技術的意義は不明であって，当業者が適宜できる単なる設計的事項といわざるを得ない』という審決の判断も誤りである。」